

第 25 回一都二県連合海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年11月29日(火) 午前10時30分から
2 場 所 東京都庁第一本庁舎21階 海区漁業調整委員会室 (TeamsによるWeb会議)
3 議 事

- (1) 監視活動状況等の報告について(報告)
(2) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号(案)について
(3) 委員会指示第16号の発出までの手続き等について
(4) 次期会長海区について

4 出席者

- 千葉海区漁業調整委員会 会長 石井 春人、会長代理 鈴木 直一、
委員 滝口 宜彦、委員 佐久間 國治
千葉海区漁業調整委員会事務局 副技監 玉井 雅史、副主査 川合 美保
千葉県農林水産部水産局水産課 課長 篠原 克二郎、漁業調整班長 大槻 直也、
主査 吉野 暢之
神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本 和美、委員 小菅 君明、委員 小山 雄輔、
委員 鵜飼 俊行
神奈川海区漁業調整委員会事務局 事務局長代理 川上 稔、主任主事 上原 博之
神奈川県環境農政局農水産部水産課 副技幹 相澤 康
東京海区漁業調整委員会 会長 有元 貴文、委員 井上 潔、委員 丸 裕二
東京海区漁業調整委員会事務局 事務局長 米本 武史、主事 岩田 笑里
東京都産業労働局農林水産部水産課 課長 藤井 大地、課長代理(漁業調整担当) 伊藤 誠、
課長代理(漁業取締担当) 龍 岳比呂、
主事 新藤 達弥

5 欠席者

- 東京海区漁業調整委員会 委員 小島 智彦

6 審議経過

米本事務局長	<p>皆さまのウェブ接続が整いましたので、ただいまから、第25回一都二県連合海区漁業調整委員会を開催いたします。私、東京海区委員会事務局長の米本と申します。しばらくの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず本日の出席状況でございますが、一都二県連合海区規程の第2の委員定数12名でございます。東京海区、小島委員が所用により欠席してございますが、11名の方のご出席を頂いております。漁業法第145条第1項及び151条の規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立することをご報告申し上げます。</p>
--------	---

有元会長	<p>まず当連合海区の有元会長から、一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>東京海区漁業調整委員会の有元でございます。本日は2年ごとの一都二県連合海区漁業調整委員会の開催でございましたが、新型コロナ第8波になったのか、感染者数が各地で増加しているということもありまして、今回は各海区からウェブ出席ということになりました。皆様方には大変お忙しい中を出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、皆様にご審議いただきます案件は、海ほたる周辺海域における水産動植物の採捕禁止と遊漁船業の禁止についてでございます。当連合海区において、海ほたる周辺海域の水産動植物の資源保護を目的として、平成10年3月に指示第1号を発動以来、24年が経過したところでございます。</p> <p>この委員会指示は、開発の進んだ東京内湾において、水産動植物の繁殖の場を確保し、魚類などの産卵や稚魚の育成の手助けをしようとするものであります。</p> <p>委員会指示の趣旨はこの指示の発動から、漁業者や遊漁船業者の多くの方々には浸透してきているようで、幸いにも悪質な違反船はほとんどないように聞いております。</p> <p>一方で残念ながら、プレジャーボートの一部にはまだ十分届いていない状況も見受けられます。特に最近ではコロナの影響等もあり、初めて海洋レジャーに参入する一般の方も増えているとのことで、海のルールやマナーの周知がますます重要となっています。</p> <p>各都県におかれましては、お互いに知恵を出し合い、委員会指示の周知と遵守に努力を傾ける必要があろうかと感じております。今後とも一都二県の皆様のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。</p>
米本事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、本来ですと開催の東京都の藤井水産課長からご挨拶を頂くところではございますが、今回はウェブ開催ということになりましたので、時間の関係上割愛させていただきます。</p> <p>続きまして各海区のご出席いただいております委員、水産課行政の職員、事務局職員の紹介をお願いしたいと思います。資料の確認は後ほどいたしますが、まず資料の次第の次にあります出席者名簿、これを御覧いただきながら、各海区からお願いしたいと思います。</p>
玉井技監	<p>まず千葉海区さん、お願いいたします。</p> <p>千葉海区です。初めに海区委員からご紹介いたします。千葉会場から石井会長です。</p>
石井会長	<p>石井です。よろしくお願いいたします。</p>
玉井技監	<p>続いて鈴木会長代理です。</p>
鈴木会長代理	<p>鈴木です。よろしくお願いいたします。</p>

玉井技監	続いて滝口委員です。
滝口委員	おはようございます。よろしくお願いいたします。
玉井技監	続きまして、富津漁協から参加いただいています佐久間委員です。
佐久間委員	佐久間です。よろしくお願いいたします。
玉井技監	次に行政職員でございます。篠原水産課長です。
篠原課長	よろしくお願いいたします。
玉井技監	続いて大槻漁業調整班長です。
大槻班長	よろしくお願いいたします。
玉井技監	続きまして吉野主査です。
吉野主査	よろしくお願いいたします。
玉井技監	最後に事務局職員ですが、川合副主査です。
川合副主査	よろしくお願いいたします。
玉井技監	それと私、玉井です。よろしくお願いいたします。以上です。
米本事務局長	ありがとうございました。続きまして神奈川海区さん、よろしくお願いいたします します。
川上事務局長代 理	おはようございます。神奈川海区でございます。まず委員会のほうからご紹介 いたします。櫻本会長です。
櫻本会長	櫻本です。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代 理	続きまして小菅委員です。
小菅委員	小菅です。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代 理	続きまして小山委員です。
小山委員	小山です。お願いします。
川上事務局長代 理	最後に鵜飼委員です。
鵜飼委員	鵜飼でございます。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代 理	続きまして水産課から相澤副技幹でございます。
相澤副技幹	よろしくお願いいたします。
川上事務局長代 理	事務局からは上原主任主事でございます。
上原主任主事	上原です。よろしくお願いいたします。
川上事務局長代 理	最後に私、川上でございます。以上です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	ありがとうございました。それでは最後になりましたが、東京海区をご紹介 いたしたいと思えます。まず出席の委員でございますが、当一都二県連合海区 の会長でもあります有元会長でございます。
有元会長	よろしくお願いいたします。

米本事務局長 丸委員 米本事務局長 井上委員 米本事務局長	<p>会長代理であります丸委員でございます。 よろしくお願ひします。 続きまして井上委員でございます。 井上です。よろしくお願ひします。 小島委員につきましては、先ほどご報告いたしましたように欠席でございます。</p>
藤井課長	<p>続きまして水産課の職員をご紹介いたします。藤井水産課長でございます。 画面のほうには入っておりませんが、藤井でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
米本事務局長 伊藤課長代理 米本事務局長 龍課長代理 米本事務局長 新藤主事 米本事務局長 岩田主事 米本事務局長	<p>漁業調整担当から伊藤課長代理でございます。 伊藤です。よろしくお願ひいたします。 それから龍漁業取締担当課長代理でございます。 龍です。よろしくお願ひします。 それから新藤主事でございます。 新藤です。よろしくお願ひします。 最後に事務局でございますが、岩田主事でございます。 岩田です。よろしくお願ひいたします。 最後になりましたが、私、米本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>それでは早速ではございますが、これより議事に入ります。まず資料の確認をさせていただきますと思います。</p> <p>まず次第でございます。続きまして、A4の横で「海ほたる禁漁区における違反船現認記録」になります。続きまして、「委員会指示違反者に対する指導等」ということ。続きまして、A4の横になりますが、海ほたる関係の禁漁区のチラシになってございます。それから、千葉県水産課が実施しております、「海ほたる禁漁区魚群探知機調査結果」の資料でございます。続きまして、本日の議案になりますが、第16号の一都二県連合海区の指示の案になってございます。それから、次に16号発出までのスケジュール案ということでございます。続きまして、これまでの会長海区事務局の一覧表になってございます。それから、当連合海区委員会の規程になってございます。最後が、当委員会規程になってございます。以上でございます。</p>
有元会長	<p>まず議事に入りたいと思いますが、委員会規程の第4により、議長は連合海区の会長が行うこととなっております。以降の議事進行につきましては、有元会長にお願いしたいと思っております。それでは有元会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>早速議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。議事録の署名は一都二県連合海区漁業調整委員会規程第10により、議長及び議長が指名した2人以上の委員となっております。私から指名させていただきます。千葉海区の石井会長、神奈川海区の櫻本会長、そして</p>

米本事務局長	<p>もう1人東京海区の丸会長代理にお願いしたいと思います。皆様、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、接続状況や音声等に不都合がございましたら、ご発声し、あるいは手振り等でお示しください。事務局からでも結構です。</p> <p>議事に入ります。まず議事の1番、報告事項についてですが、監視活動状況等の報告を事務局からお願いいたします。</p> <p>資料「海ほたる禁漁区における違反船現認記録」に基づき説明。</p>
有元会長	<p>【説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度については、9月末現在（指示の有効期間は来年2月28日まで）。 ・令和3年の取締り回数は90回、令和4年は9月末現在で40回。 ・違反した船の種類は、プレジャーボート等が例年同様多い。 ・違反船の船籍は、千葉県船籍（プレジャーボート等）が多い状況。 ・指導内容は、海上でチラシ等もしくは口頭指導であり、違反が2回以上の場合、後日、文書による指導も10件。 ・平成26年以降の状況で、取締り回数が多い場合は違反船の指導数も多くなっているが、最近は取締り回数が少ない割に、プレジャーボート等の違反数は多いような傾向がある。 ・直近の累積違反件数（直近の指示期間の平成31年から令和3年までの2年間と、現在の令和3年3月1日からの2年間、合計4年間）について。 ・違反1回が46隻、違反2回が10隻、4回が1隻で、2回と4回の違反については文書による指導を施行。 ・4年以上以前の違反で指導を受けた船舶で、再度違反が確認された場合の指導、ある程度年数を空けて再犯が確認された場合（違反を繰り返す）の取り扱いは今後検討が必要。 ・違反確認が4回目の指導については、船籍は神奈川県プレジャーボートで、所有者の住所は福島県の法人名義。係留場所は横浜のマリーナ。 ・所有者である法人の事務所に対して、電話等で指導を実施。船舶の管理等は、別の者に一切任せているため、詳細が不明という回答。 ・今後、違反状況を確認する手段である「船舶登録状況」と、実際の「船舶使用者」の特定について、今後の検討課題。
委員一同 有元会長	<p>監視活動状況の報告を事務局から頂きました。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようでしたら、この件につきましては、皆様ご了解いただけたということでもよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、海ほたる禁漁区魚群探知機調査結果について、千葉県から説明をお願いいたします。</p>

吉野主査	<p>千葉県水産課から、資料「海ほたる禁漁区の魚群探知機調査結果」に基づき説明。</p> <p>【説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海ほたる禁漁区における魚類の蝟集状況を目的に、平成14年度から実施。 ・平成14年4月から令和4年9月末にかけて503回の調査を実施。 ・年度によりばらつきはあるものの、禁漁区内に魚類の蝟集を確認。
有元会長	<p>千葉県水産課から魚群探知機調査結果の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようでしたら、この件につきましては報告事項ということで、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>次に議事の2番です。「東京湾横断道路木更津人工島『海ほたる』周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号（案）について」を上程いたします。事務局から説明願います。</p>
米本事務局長	<p>資料「一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号（案）」に基づき説明。</p> <p>【説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の指示第15号は来年2月28日に有効期間が満了。 ・指示の内容は、図に示した、横で1,150メートル、縦で500メートルの区域を水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止。 ・第16号（案）は、現状特段の情勢の変化がないため、趣旨、指示の内容は、前回の指示と同様。 ・変更箇所は、アンダーラインを引いている部分。 ・指示の発効は、この後、東京、神奈川、千葉の各海区に協議書を通知し、回答が揃った後に決定後、来年の3月1日。 ・会長名については、4号議案で次期会長海区を上程し、決定した会長名。 ・指示の有効期間は、来年の3月1日からの2年間。令和7年2月28日まで。
有元会長	<p>指示第16号の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様よりご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>なければ採決に入ります。「東京湾横断道路木更津人工島『海ほたる』周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号（案）について」を発動することとしまして、内容については原案どおりでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 有元会長	<p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。全員異議なしということで、原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議事の3です。「委員会指示第16号の発出までの手続き等について」上程いたします。事務局から説明を願います。</p>

米本事務局長	<p>資料「一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号発出までのスケジュール（案）」に基づき説明。</p> <p>【説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日、令和4年11月29日に決定。連合海区会長名で、千葉、神奈川、東京の各海区会長宛てに協議文を発出。 ・各海区漁業調整委員会で、この第16号案を了承。 ・その後、各県における海面利用協議会等で、遊漁者等の意見を協議後、各海区から連合海区宛てに回答。 ・各海区からの回答がそろった時点で、一都二県連合海区として、指示第16号の発動を決定。 ・再び、連合海区から各会長宛てに、指示発動の通知。各都県に対して、公報掲載を依頼する通知文を発出。 ・2月に、各都県の公報で、令和5年3月1日からこの指示が発効が掲載。
有元会長	<p>委員会指示の手続きと来年3月の発出に向けたスケジュールについて、説明が終わりました。委員の皆様よりご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
委員一同 有元会長	<p>異議なし</p> <p>なければ「委員会指示第16号の発動までの手続き等について」は、ただいま事務局から説明のあったとおり、各海区は指示案を一旦持ち帰り、内部調整手続きをお願いします。</p>
委員一同	<p>各海区から連合海区宛てに「異議なし」の回答が寄せられ、その時点での連合海区の会長が執行することにしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 有元会長	<p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。それでは本件につきましても原案どおり可決、決定いたします。</p>
委員一同	<p>次に議事の4「次期会長海区について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
米本事務局長	<p>資料「一都二県連合海区漁業調整委員会 会長海区（事務局）」に基づき説明。</p>
有元会長	<p>【説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一都二県連合海区漁業調整委員会の会長海区及び事務局の一覧。 ・平成9年4月22日に連合海区が発足し。委員会指示は、当初毎年更新していたが、平成13年からは指示期間を2年間に延長。 ・指示期間の2年間の変更後は、千葉海区、東京海区、神奈川海区が順番に会長海区に就任。 ・令和3年1月1日から今年の12月31日までが、東京海区の会長海区。 ・慣例に従い、年が明けた令和5年1月1日からの2年間、神奈川海区に、会長海区（事務局海区）をお願いしたい。 <p>ただいまの説明につきまして、これまでも連合海区の会長の経緯ですね。ご</p>

櫻本会長 有元会長	<p>意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ないようですので、事務局から説明ありましたが、順番ということで神奈川県にお引き受けいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>喜んでお受けさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。それではそのように決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員一同 有元会長	<p>次に連合海区の会長及び会長代理の選出についてですが、連合海区漁業調整委員会規程第2の3により、委員が互選することになっております。そこでまず会長ですが、次期会長海区が神奈川県でありますので、連合海区の会長を神奈川県のお引き受けをお願いいたします。いかがでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。それでは連合海区の次期会長は神奈川県のお引き受けをお願いいたします。</p>
櫻本会長 有元会長	<p>次に会長代理ですが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。櫻本会長、いかがでしょうか。</p> <p>会長代理ですが、神奈川県の小菅委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>ただいま会長代理には神奈川県の小菅委員にとのご推薦がありました。いかがでしょうか。</p>
委員一同 有元会長	<p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。それでは会長代理は小菅委員に決定いたします。よろしくお願いいたします。</p>
委員一同 有元会長	<p>次に、会長及び会長代理の交代時期でございますが、前例に従いまして、来年の1月1日付としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。それでは1月1日付で会長を櫻本会長、会長代理を小菅委員をお願いすることになります。事務局の引き継ぎにつきましても、お手数ですがこれに合わせてよろしくお願いいたします。</p>
米本事務局長 有元会長	<p>次に、最後の「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。気になる点等ありましたら、この機会に意見交換をお願いいたします。</p> <p>それではよろしいでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>特に事務局はございません。</p> <p>それではこれもちまして、一都二県連合海区漁業調整委員会を終了させていただきます。皆様のご協力もちまして、円滑に会議を進行することができました。どうもありがとうございました。</p>

閉 会 午前 11 時 05 分